

議案第7号

日野町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

日野町犯罪被害者等支援条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月6日提出

日野町長 近 藤 宏

## 日野町犯罪被害者等支援条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復を図るため、県・市町村が連携し独自の経済的支援制度を創設することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する。

### 2 改正内容

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金制度創設に伴い、犯罪被害者等見舞金について規定した条項を修正する。

#### (現行) 日野町犯罪被害者等見舞金

対象者	見舞金の額 (一人当たり)
犯罪行為により死亡した者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者本人	遺族見舞金 30万円 傷害見舞金 10万円

#### (新設) 鳥取県犯罪被害者等に対する支援金

区分	支援対象者	支援額
緊急支援金	死亡・重傷病支援金	死亡 100万円 重傷病 30万円又は50万円
	転居・防犯対策支援金	自宅などで被害にあい転居・防犯対策を余儀なくされた被害者 上限20万円
	生活維持支援金	被害により一時的に生活維持が困難となった者 30万円
遺児等支援金	死亡・重度の障がいを負った被害者の家族である子ども	年齢に応じて10万円/年まで
再提訴等支援金	死亡・重傷病に係る損害賠償の債務名義取得後、時効更新のために再提訴した者等	上限33万円

※県・市町村が連携して国制度を補完する独自の経済的支援制度として創設するもの。  
※緊急支援金等の財源に充てるため、県と市町村が協調して基金を造成する。

### 3 附則

#### (施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

第7条の規定は、令和8年4月1日以後に行われた犯罪等について適用する。

日野町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

日野町犯罪被害者等支援条例（令和5年日野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支援金の支給)</p> <p>第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、<u>鳥取県を通じて犯罪被害者等に対する支援金</u>（以下「支援金」という。）を支給するものとする。</p> <p>2 支援金の支給の対象となる者、支援金の額その他支援金の支給に関し必要な事項は、<u>鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例に定めるところによる。</u></p>	<p>(見舞金の支給)</p> <p>第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとする。</p> <p>2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第7条の規定は、令和8年4月1日以後に行われた犯罪等について適用する。